

安

倍政権下での表現規制のターゲットの一つが児童ポルノ法改正で、今国会で審議される可能性が強まっていることを今年1月17日号本欄で伝えたが、改正について修正案が与党から示され、修正

協議が進められるなどの動きが顕在化してきた。

もともと、自民、公明、日本維新の会の3党は、昨年、児童ポルノ法改正案を衆議院に共同で提出した。3党案が現行法に加えて提示してきた主要な

改正点は、第一に児童ポルノを所持し、または児童ポルノにかかわる電磁的記録（ハードディスク、DVDなどコンピュータで処理される記録）を保管することを禁ずるとともに、「自己の性的好奇心を満たす目的で」児童ポルノを所持し、または児童ポルノに係る電磁的記録を保管した場合には1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処すること（単純所持罪の導入）。

第二に児童ポルノに関する漫画等（アニメ、CGなども含む）と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進すること（創作物規制に向けた附則規定）などである。今回提示されている修正案では、附則に定める創作物規制に向けた規定が削除され、3党以外のみんなの党などへの共同提出の打診を含め、修正協議が進められている模様である。

修正案は表現規制の危険性を除去し、表現の自由を守る措置と言えるのか。そもそも現行法の枠組み自体が過剰な規制に傾いていて、とくに児童ポルノの定義に「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの」旨の規定（2条3項3号）が置かれているため、規制対象があまりに広く、また曖昧な主観的要件を含んでいる結果、普通考えるポルノや猥褻などからかけ離れた単純なヌードや裸、水着姿なども広く規制されてしまいかねない。

これに加えて提案されている単純所持等が義務付けられ、処罰されることになる、ポルノや猥褻とは無縁の写真や動画等を持つているだけで多くの

修正案でも表現規制の危険は除けない 児童ポルノ法改正

メディア
ウォッチング
M

田島泰彦

市民が捜査や処罰の対象とされかねず、また郵送やメールを送りつけられる等による冤罪の危険に直面し、捜査機関の権限濫用も懸念され、規制を恐れて出版社や書店などでも過度の萎縮が進むなど、表現の自由を深刻に脅かす恐れがある。

漫画やアニメなど創作物の規制については、実在の性的虐待への対処としての児童ポルノ法の基本的な枠組みを踏み越えた新たな規制を意味し、表現や創作の自由への重大な侵害となるのは明らかであることを考えれば、その導入に向けた附則規定の削除はもとより当然であるが、附帯決議などを通して創作物規制導入に向けた措置をもぐりこませる可能性にも警戒が必要だ。

修正案の狙いは、当面創作物規制規定の削除の代わりに3党以外にも支持を広げ、今国会で何としてでも単純所持罪の導入を図ることは明白であつて、安易な妥協は禁物である。

たじま やすひこ・上智大学教授。